

## 日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）長野県運営要綱

### （目的）

第1条 この要綱は、日本国内外で大規模な地震、台風等の自然災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、迅速に被災地域内及び長野県下の医療・福祉・行政栄養部門等と協力して緊急栄養補給物資等及び人的支援を行うための、専門的な研修を受けた日本栄養士会災害支援チーム（Japan Dietetic Association-Disaster Assistance Team）長野県（以下「JDA-DAT長野」という。）を派遣する際の編成及び運営等に関する必要な事項を定め、災害時における栄養補給等の支援体制の充実を図ることを目的とする。

### （活動内容）

第2条 JDA-DAT長野は原則として、被災地内において次の活動を行うこととする。

- （1）被災地内の医療・福祉・行政栄養部門と連携し、情報収集・伝達・共有化を図り、緊急栄養補給物資の支援等を行う。
  - （2）被災施設及び避難所等の責任者の許可のもと、被災者への栄養補給等の支援を行う。
  - （3）被災地内での個人の被災者に対して、直接栄養補給等の支援を行う。
  - （4）被災地内施設の栄養士への人的支援を行う。
  - （5）長野県が被災地域となった場合は、被災地リーダー及びスタッフとして、他府県からのJDA-DATチームを受け入れる活動を行う。
- 2 JDA-DAT長野は、前項の活動以外に、被災地内に対応の困難な被災者がいる場合は、医療機関等に連絡し必要な対応を行う。
- 3 JDA-DAT長野は、移動・搬送手段、調整粉乳・栄養製品等の栄養補給食の調達、生活手段等については、自ら確保しながら継続した活動を行うことを基本とする。ただし、特殊な栄養製品の確保等、必要が認められる場合は、長野県栄養士会会長（以下「会長」という。）に支援を要請することができる。

### （JDA-DAT長野の構成）

第3条 JDA-DAT長野は、長野県栄養士会のJDA-DAT長野スタッフ（以下「スタッフ」という。）とJDA-DAT長野リーダー（以下「リーダー」という。）で構成する。

- 2 会長は、長野県栄養士会事務局内にJDA-DAT長野事務局を設置する。

### （JDA-DAT長野の編成）

第4条 JDA-DAT長野は、長野県栄養士会のスタッフとリーダーをもって編成することを基本とし、実際の活動時には、被災地の管理栄養士又は栄養士を1名以上含む計4名程度で編成するものとする。

(スタッフ登録)

第5条 会長は、会員の中から、必要な研修を受講し、修了した者をスタッフ登録者名簿(様式第4号)に登録し、日本栄養士会会長(以下「日栄会長」という。)にスタッフ登録者名簿を提出するものとする。

2 会長は、前項の登録した者に日栄会長から交付されたスタッフ登録証(様式第5号)を交付するとともに、該当スタッフが組織に所属する場合は、必要に応じてその所属長にJDA-DATスタッフ従事承諾書(様式第6号)で支援活動の承諾を得る。

(リーダー登録)

第6条 会長は、登録したスタッフの中から、リーダー候補者を推薦し、日栄会長に推薦書(様式第7号)を提出するものとする。

2 前項の推薦された者で日栄会長が指定する研修会を受講し修了した者には、日栄会長から修了証書が交付され、リーダー登録者名簿(様式第8号)に登録されるものとする。

3 会長は、前項の登録された者に日栄会長から交付されたリーダー登録証(様式第9号)を交付するとともに、該当スタッフが組織に所属する場合は、必要に応じてその所属長にJDA-DATリーダー従事承諾書(様式第10号)で支援活動の承諾を得る。

4 リーダーは、日栄会長が指定する研修会を修了した者であることを基本とするが、当分の間、研修修了者と同等の知識を有すると認められる長野県栄養士会のJDA-DATスタッフもJDA-DAT長野のリーダーとして出動することができるものとする。

(登録の継続)

第7条 リーダー及びスタッフは、登録を継続するために、一定の期間内に再教育のための研修を受講しなければならないこととする。

なお、会長は、その受講状況について管理することとする。

(変更)

第8条 会長は、リーダー及びスタッフの登録名簿の記載事項に変更が生じた場合は、原則として登録事項変更届(様式第11号)を日栄会長に提出するものとする。

(取消)

第9条 会長は、登録されたリーダー及びスタッフの取り消しが生じた場合は、登録取消申請書(様式第12号)を日栄会長に提出するものとする。

(出動基準)

第10条 JDA-DAT長野の出動基準は、次のとおりとする。

(1) 被災地内において、災害により複数以上の大規模避難所が設置されると見込まれる場合。

(2) 前項に定める場合のほか、被災地内において災害が発生し、被災者の栄養管理が必要と判断され、JDA-DAT長野が出動し対応することが効果的であると認めら

れる場合。

- (3) 国あるいは都道府県、政令市・中核市等や長野県以外の都道府県栄養士会等から J D A - D A T 長野の出動要請があった場合。

(出動要請)

- 第 1 1 条 日栄会長が前条の出動基準に照らし、J D A - D A T を出動させ対応することが効果的であると判断したときは、会長に J D A - D A T 長野の出動を要請するものとする。
- 2 災害現場に出動した医療機関等の長から前条第 1 号又は第 2 号の出動基準に該当すると判断されたことにより出動要請があったときは、日栄会長から会長に対して J D A - D A T 長野の出動が要請されるものとする。
- 3 会長は、日栄会長からの要請を踏まえ、J D A - D A T 長野の出動が可能と判断した場合には、速やかに日栄会長に連絡するとともに、日栄会長の指示に従い J D A - D A T 長野を出動させるものとする。
- 4 会長は、前項に定める場合のほか、明らかに前条第 1 号又は第 2 号の出動基準に該当する災害が発生したと判断した場合は、日栄会長の要請を待たずに J D A - D A T 長野を出動させることができる。
- 5 前項の場合において、会長は、出動後速やかに日栄会長に報告し、その承認を得なければならない。
- 6 前項の規定に基づき日栄会長が承認した J D A - D A T 長野の出動は、日栄会長の要請に基づく出動とみなす。
- 7 J D A - D A T 長野の出動要請を行う際には、日栄会長が関係機関と調整し、J D A - D A T 長野の想定される業務及び現場の状況等の情報が、日栄会長から長野県栄養士会に伝えられるものとする。
- 8 会長は、J D A - D A T 長野の出動後速やかに出動者名簿(様式第 13 号)を日栄会長に提出するものとする。
- 9 J D A - D A T 長野の活動における事故等に対応するため、日栄会長が災害支援活動中の J D A - D A T 長野リーダー及びスタッフの傷害保険等に参加するものとする。
- 10 会長は、現場での活動が終了した後、J D A - D A T 支援活動報告書(様式第 14 号)で日栄会長に報告するものとする。

(待機要請)

- 第 1 2 条 災害が発生し、第 1 0 条の出動基準に該当する可能性がある場合、日栄会長から会長に J D A - D A T 長野の待機を要請できるものとする。
- 2 待機要請の手順は、出動要請の手順に準じて行うものとする。
- 3 次の場合に、会長は、日栄会長からの要請を待たずに J D A - D A T 長野を待機させるものとする。
- (1) 長野県において、震度 5 弱以上の地震が発生した場合。
- (2) 近隣都府県で震度 5 強以上の地震が発生した場合。

- (3) その他の地域で震度6弱以上の地震が発生した場合。
- (4) 東海・東南海・南海地震注意報が発令された場合。
- (5) 台風、豪雨等の自然災害が発生し、大規模な避難等が見込まれる場合。
- (6) その他JDA-DAT長野の出動を要請すると判断するような災害が発生した場合。

(研修等)

第13条 会長は、JDA-DAT長野の技術向上を図るため、長野県栄養士会内外における研修や訓練に努めるものとする。研修は理事会内の人材育成部が担う。

- 2 JDA-DATリーダーは会長及び行政栄養士等と連携し、地域における防災対策、JDA-DATの研修等に協力するものとする。

(運営委員会)

第14条 会長は、JDA-DAT長野の運用、活動の検証及び研修のあり方等について検討協議するための運営委員会を理事会内に設置し、担当理事を決める。

- 2 運営委員会には、災害支援に精通しているJDA-DATリーダーを会長指名により若干名加えることができる。
- 3 JDA-DAT長野の活動については、理事会に報告し承認を受ける。(ただし緊急を要す場合はその限りではない)

(経費の負担)

第15条 JDA-DAT長野の管理運営に係る事務経費等については、日本栄養士会及び長野県栄養士会それぞれにおいて負担する。

- 2 JDA-DAT長野の出動に係る実務経費については、原則、派遣した長野県栄養士会が負担し経費の執行を行う。  
ただし、派遣終了後、JDA-DAT出動経費申請書(様式第15号)で日栄会長あてに申請することができる。

(その他)

第16条 その他JDA-DATに係る事項に変更が生じた場合は、日栄会長が定めるところに準ずるものとする。

附則

- 1 この要綱は、平成30年3月9日から施行する。
- 2 この要綱は、令和2年7月13日に改訂する。